

府人第1044号
令和5年8月25日

保有個人情報の開示をしない旨の決定の変更について（通知）

芦名 定道 殿

内閣府大臣官房長
原 宏彰

令和3年4月26日付けで受け付けました保有個人情報の開示請求について、令和3年6月21日付け府人第719号-1をもって保有個人情報の開示をしない旨の決定について通知したところですが、令和5年8月24日付け府総第344号をもって内閣総理大臣が行った裁決を踏まえ、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第3条第2項の規定に基づき、当該決定を変更し、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

以下の文書のうち、該当頁

- (1) 令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料①
- (2) 令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料②
- (3) 令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料③
- (4) 令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における伝達記録
- (5) 日本学術会議会員の任命について（文書番号：府人第1181号）

2 不開示とした部分とその理由

上記1(1)から(3)の開示する文書のうち、不開示部分については、これを公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、旧行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下、「法」という。）第14条第7項ニに該当するため不開示とした。

（※その他、一部黒塗りとする箇所がありますが、保有個人情報に該当しないため不開示決定の対象箇所ではありません。）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料等として保有しているもの。

4 開示の実施の方法等

(1) 事務所における開示を実施することができる日時・場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択して下さい。

日時：令和5年8月28日（月）から令和5年10月30日（月）まで（土・日曜・祝祭日を除く。）の10:00から17:00まで（昼休み12:00～13:00を除く。）

場所：内閣府大臣官房総務課（情報公開窓口）執務室内
東京都千代田区永田町1-6-1

(2) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「保有個人情報開示実施申出書」が提出された日から5日以内（土・日曜・祝祭日を除く。）に発送予定

郵送料（見込み額）

写しの送付の場合：通常郵便物（定形外） 50gまで 120円

5 担当課等

内閣府大臣官房人事課庶務・文書係

TEL：03-5253-2111（内線31311）